

オウム真理教に対する観察処分の実施
(事業番号0036)

無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する法律

公安調査庁長官

法第29条に
基づく調査

〔規制に関し必要な調
査をすることができる〕

警察庁長官からの
意見聴取

処 分 請 求

・反証提出

公安審査委員会

団体への通知

(官報公示)

- ・処分内容・条項
- ・請求原因事実
- ・期日・場所

意見聴取(公開)

- ・団体の意見陳述
- ・反証の提出

審 査

処 分 決 定

(官報公示)

立入検査
報告徴取

(観 察 処 分)

(再発防止処分)